

書 評 と 紹 介

清水耕一著

『労働時間の政治経済学』

—フランスにおける

ワークシェアリングの試み』

評者：濱口桂一郎

本書は『労働時間の政治経済学 フランスにおけるワークシェアリングの試み』と題されている。実際、本書の帯には大きな字で「ワークシェアリングは成功したのか」と書かれているので、本書が雇用創出政策としてのワークシェアリングに焦点を当てた研究書であると受け取る人がほとんどであろう。確かに、読み始めはそういう雰囲気が濃厚である。

ところが、400ページ近い本書を読み進めていくうちに、そのような問題意識はどんどん薄れていくのに気がつく。そして読み終えた頃、この本にふさわしいタイトルを聴かれたら、『労使関係の政治経済学 フランスにおけるフレキシビリティの試み』と答えたくなっている。

そう、本書は、ワークシェアリングを目指したつもりが（それはどこかに行ってしまう）フレキシビリティの促進策になった政策、労働時間の在り方を変える政策を遂行したつもりが（それを超えて）労使関係の在り方を変える政策としてフランスの労働社会に影響を及ぼした政策の、その政治的アイロニーまで含めて詳細に分析した作品となっている。それがどこまで

著者の意図したものであるかは別として。

本書の構成と各章の意義

本書は大きく、ナショナルレベルでの週35時間労働法（オプリー法）をめぐるさまざまなアクターの行動を緻密に分析した第I部と、産業レベル及び企業レベルでの具体的なルール作りとその運用の実態を分析した第II部に分かれる。

第I部「週35時間労働法の成立と運命」は4章からなる。まず第1章「35時間労働法への歩み」が戦前からの労働時間短縮の歴史を概観し、オプリー法直前の雇用創出のための労働時間短縮が政策課題となっていた時代までを描く。時短を雇用創出に結びつけるワークシェアリングという発想は、決してジョスパン社会党内閣が唐突に打ち出したものではなく、その前の右派内閣の下でロビアン法という形で進められていたことが解説される。

第2章「2つのオプリー法」、第3章「オプリー法の効果と社会的アクターの反応」はジョスパン社会党内閣下での事態の推移を細かく描き出している。ここで著者が注意を喚起する点は、オプリー法が法定労働時間の35時間への短縮という強制的契機と、それを原則的には産業レベルやとりわけ企業レベルの労使交渉を通じて、フレキシブルな形で実行させようという自発的契機の双方をあらかじめ備えたものであったということである。これを著者は「労使関係に関するイノベーション」と呼んでいる。オプリー法がなければ積極的に行われることがなかったであろう企業レベルの労使交渉を、法定労働時間35時間の強制と交渉を通じたその柔軟化の可能性の提供といういわば鞭と飴の組み

合わせによって、本来ならばいやがったはずの企業が積極的に行うという状況をもたらしたという意味で、これは（オプリーら政策推進者の主観は別として）結果的に労働時間法制をダシにした労使関係システム転換の試みであったとすら評されうるかも知れない。

一方、政策推進者の主観レベルでも、オプリー法Ⅰからオプリー法Ⅱにかけてその目的がシフトしてきている。前者にはあった時短による雇用創出という目的が、後者では消えてしまい、むしろ時短を通じた労働時間のフレキシビリティの拡大が、その抑制策の導入も含めて中心に据えられてきている。ワークシェアリングという問題意識は左派政権のうちに既に消えつつあったのである。

第4章「時間戦争：35時間労働の終焉？」は、右派政権の復活後35時間労働法が徐々に骨抜きにされ、長時間労働促進的な法制が導入されていく有様を描く。シラク大統領下のフィヨン法、2005年法、そしてサルコジ大統領下のTEPA法と、時短に対する敵意が次第に露骨に顕れていく。ナショナルレベルのアクターである右派政権にとっては、左派の象徴的政策である労働時間短縮に対して右派の象徴的政策として労働時間延長を対置することは不思議ではない。ところが、この左右の対立図式に適合的な「時間戦争」は、その利益を擁護しようとしたはずの経営側の支持を得なかった。少なくとも、法改正に応じて労働時間を再延長するという企業行動にはつながらなかった。

このパラドックスの要因を、産業及びとりわけ企業レベルでの労使交渉を緻密に追うことで明らかにしているのが第Ⅱ部「法定35時間労働制で働く」である。金属産業レベルの部門労使協定、ルノー、プジョー・シトロエン、トヨタ・フランスの自動車3社における35時間労働制とそれに伴う労働時間のフレキシブル化の

進展を描きながら、この時短とフレキシビリティのパッケージが労使双方にとって利益のあるものであったこと、少なくとも経営側が右派政権にその撤廃を求めなければならないような困ったものとはなっていなかったことを浮き彫りにしている。

もう一つ、本書が明らかにした興味深い点は、(本書では「基幹職」と呼んでいる)カードルについての企業の人事管理の在り方に、35時間労働法の導入が大きな変化をもたらしているということである。もともと採用時点での高い教育課程資格に基づいて格付けられてきたカードルが、労働時間規制の適用が除外されたり緩和されたりする者という観点から、非カードルの事務・技術職だった者にまで拡大されていくという事態の推移は、これもまた結果的に労働時間法制をダシにした労使関係システムの転換として機能し、経営側にとってそう簡単に手放したくないものとしていたように思われる。

本書の含意について

終章「不可逆的な進化」は、制度経済学への含意と日本の労働時間問題への含意という二つの観点から本書の発見を位置づけている。

前者については、制度を政治的妥協の表現として理解するレギュレーション派の考え方に対し、マクロレベルの法制度はむしろ主意主義的な政治的選択の結果であり、「フォーマルなルールが強制力を持つ場合（オプリー法）にはフォーマルなルール（35時間労働制への移行）がインフォーマルなルール（明文化されていない労使慣行）の革新を引き起こし、新たな労使間妥協を生み出す」が、「フォーマルなルールが強制力を持たない場合（右派の諸法）には上位のフォーマルなルール（労働法）の変更はインフォーマルなルール（労使慣行と労使間妥協）に大きな影響を与え」ないと述べている。労働

時間規制が使用者を名宛人として長時間労働させることを規制するものであって労働者に対し短時間労働することを規制するものではない以上、右派の長時間労働促進法制があくまで時短への強制力の解消であって長時間労働への強制力を持たないのは当たり前であって、この記述にはやや混乱が見られる。重要なのは、法定労働時間短縮の強制と労使交渉によるその柔軟化の可能性という政策パッケージが、「インフォーマルなルールの革新」「新たな労使間妥協」を生み出したということではなかろうか。この自分たちにとっても利益の大きい妥協点を一旦獲得した経営者側が、右派政権による長時間労働のゴーサインにあえて飛びつこうとしなかったという点こそが強調されるべきであろう。

後者については、「フランスの労働時間規制に照らして考えると、日本の長時間労働の大きな原因は日々の労働時間に対する上限規制がないことと、労働時間外の私的な生活時間に関する労使の意識が低いことにあるように思われる」というその趣旨には同感するところが多いが、本書の含意としてはかなりずれたものとなっている感が否めない。こういう感想を述べるためには、本書で詳細に分析されてきた35時間労働法をめぐる政治過程や労使交渉過程の記述は必ずしも必要ではない。むしろ、本書では正面から取り上げられていない（記述はもちろんある）1日10時間の実労働時間の上限規制や、カードルにも適用される1日11時間の休息時間の下限規制こそが、日本の異常なまでの長時間労働をフランス（だけではなくヨーロッパ諸国一般）の労働時間規制と対照的なものにしていく。

本書の中心たるフランスにおける週35時間労働法の政治過程は、日本における週40時間への労働基準法改正の政治過程とパラレルな面もある。後者ではワークシェアリングではなく、

国際協調のための経済構造調整（つまり黒字削減）が時短の主動因となったが、いずれにおいても時短と引き替えに労働時間の柔軟化が大幅に導入された。両者で異なっていたのは、柔軟化しても超えることができない労働時間の絶対的上限（休息時間の下限）の有無である。法定労働時間だけを短縮してみても、時間外労働が無制限に許されるのであれば、（賃金問題としては格別）実労働時間の短縮につながる保証はない。ここを強調することは（日本の労働時間問題に関する評論としては）適切であるが、しかしながら本書から導き出される結論としては違和感がある。

はじめに書いたように、本書がそのタイトルにもかかわらず描き出してしまったのは、労働時間法制をダシにしたフランス型労使関係システム転換の姿であった。その観点から日本への含意を考えると、二重の意味のねじれが見いだせるのではないかと。まず、週40時間制への移行に伴い導入された各種変形労働時間制や裁量労働制などが過半数代表との協定を要件とする形で、いや、そもそも終戦直後に制定された労働基準法が時間外・休日労働に36協定を要件とする形で、フランスと同じように労働時間法制をダシにして労使関係システムを動かそうとする契機を有していたにもかかわらず、そのような転換が全く起こらなかった、という点である。そしてその根底にあるのは、フランスで（労働時間法制をダシにして）追求された目的が、もともと企業内に足場を持たなかったフランスの労働組合に企業内における交渉主体としての地位を確保することであったのに対して、日本の労働組合はもともと企業内にしか足場を持たず、それゆえその利害が雇用の維持確保に偏り、実労働時間の短縮や仕事と生活の調和といったことが建前論の次元でしか受け取られてこなかったため、労働時間法制がダシにすらな

り得なかったという点であろう。

なお、本書全体がフランスの労働時間法制とその実態についての詳細な研究であるだけに、終章における日本の労働時間法制の説明に誤りが散見されるのは残念である。ここだけでも労働法の専門家にチェックを受けた方がよかったのではないか。

(清水耕一著『労働時間の政治経済学—フランスにおけるワークシェアリングの試み』名古屋大学出版会、2010年10月、x+402頁、定価6,600円+税)

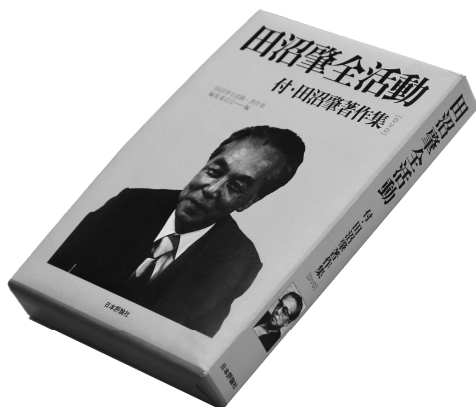
(はまぐち・けいいちろう 労働政策研究研修機構
労使関係・労使コミュニケーション部門統括研究員)

戦後 50 年余，マルクス主義社会科学者の軌跡

田沼肇全活動

付・田沼肇著作集(DVD)

田沼肇全活動・著作集編集委員会編



20 世紀の後半 50 年余をマルクス主義社会科学者として、平和と民主主義、人権擁護の活動を貫き、たたかってきた田沼肇。もの心ついたころから戦争があり、敗戦間際になって、「これはおかしい」と自覚するまで「戦争は終わるものとは思っていなかった」と。それゆえに平和を希み、実現するには何をなすべきかを考えぬいたであろう。その人生の、思想の軌跡をたどるのが「全活動」(書籍)「著作集」(DVD)である。田沼肇没後 10 年記念出版。未来への道標になると確信する。

日本評論社

〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4
TEL 03-3987-8621(販売部) FAX 03-3987-8590(販売部)
田沼肇全活動一付・田沼肇著作集(DVD)
ISBN 978-4-535-58598-0 C3036 定価9500円+税